

令和元年10～12月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
10月の市報ふじみ野について	市報10月号の『猫のトラブルを減らしましょう』の内容について。この記事には、TNR活動について、触れられてないことが大変残念に思う。猫の繁殖の問題は、繁殖力を考えるとたくさん野良猫の手術を進めないといつまでも、トラブルは、減らないと思う。庭に来る猫は減ったが、時間が経てば、少しずつ増えていくように感じる。多くの市民参加でのTNR活動を進めることが有効と思う。繁殖規制をして、TNRの方法を具体的に市報に掲載していただけるように心から願います。	近年、猫に関する相談が数多く寄せられており、様々な立場の人がより良い形で猫と向き合ってほしいという思いから、記事を掲載いたしました。現在本市では、ボランティア団体と協力し、公益財団法人どうぶつ基金を活用し、野良猫の不妊去勢手術をした後、元の場所に返し、生涯を全うさせるTNR活動を推進しております。市内全域で一度に行うことは困難であるため、野良猫が多く生息する地域を重点的に行っております。今後につきましても、不幸な命が生まれないよう、ボランティア団体と協力してTNR活動を推進していくとともに、猫との適正な向き合い方について啓発してまいります。なお、市報への掲載につきましては、ボランティア団体の考えも踏まえた上で、検討してまいります。	環境課
歩道にはみ出して危険な杉木の処置について	歩道に隣接している更地の境界の植栽杉と思われるが、歩道がカーブして杉のはみ出しで前方が見えにくく、自転車で転んでいる人を見た。事故が起こりそうな気がする。散歩中他にもはみ出している植栽を見かけるが、たまにパトロールしてはどうか。また、犬のふんの始末がされていない地区がある。	道路にはみ出す植栽により、前方が見にくく、安全・安心に、道路を通行ができないことのご意見を受けまして、担当課において現地を速やかに確認させていただきました。確認した結果、土地を所有している地権者に適切な樹木の維持管理を行うようお願いしてまいりました。また、ご指摘いただきました犬のふんに関しまして、本市では、平成23年6月1日に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定し、同条例第8条で「犬の散歩時には、ふんを処理するための用具を携帯し、犬がふんをしたときは持ち帰り、適正に処理しなければならない。」（一部抜粋）と規定しております。同条例の趣旨を周知、啓発するため、チラシ及びふん持ち帰り袋を配布し飼い主に対しマナー向上を呼び掛けておりますが、すべての飼い主がマナーを守るまでに至っていないのが現状です。このため、希望者に「犬のふん放置禁止」看板を環境課及び大井総合支所で配付するなど、マナーを守らない飼い主に対して周知、啓発を図っているところでございます。引き続き、飼い主のマナー向上について周知、徹底を図り、清潔で住みよいまちとなるよう努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。	都市計画課・環境課
歩行喫煙の拡大について	散歩中、平均2.5人/日の広報喫煙・自転車喫煙者に遭遇する。散歩時間帯は午前10時から11時30分、午後2時から3時頃だ。（喫煙を注意すると怖い）散歩は市内の大原・西原・新田・南台・西・鶴ヶ岡・霞ヶ丘・武蔵野など上福岡駅から15分程度の地域は、どこを歩いても歩行喫煙者に遭遇する。上福岡駅西口広場は、特にひどく、年配者グループが昼間から酒、タバコで昼前から騒いでいるし、最近では外国人の年配者も増えている。市内全域を歩行禁煙とし、罰則を設けるべきだと考える。指導員や警察が注意できるようにしないと減らなと思う。。今は若い人が増加しているが町の環境整備をして行かないと今後は人口減少していくのではないかとと思う。	平成28年度に実施した環境に関する市民アンケートによると、快適なまちづくりの推進のため重要な項目として「たばこやごみのポイ捨て」を選択した方が最も多く、不満とを感じる項目におきましても2番目に多い結果でした。本市では毎年、「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」や、環境フェア等による啓発活動を実施しており、平成30年に策定した第2期環境基本計画行動計画においても同事業を継続して実施していくことを目標として掲げております。ご指摘いただいた上福岡駅西口広場につきましては、今年度、ベンチ付近に喫煙防止の看板を設置して周知しているところでございます。これらのマナー違反行為は「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」により禁止されておりますが、ご承知のとおり罰則規定まではもうけておりません。しかしながら、ポイ捨ては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止され、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金の規定がありますので、著しく悪質な違反についてはこの規定の適用も視野に入れて指導する必要があると考えております。今後につきましても引き続き、喫煙マナーの向上について啓発してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	環境課

令和元年10～12月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
<p>台風19号の市の対応について</p>	<p>私の住む元福岡は床上浸水があった。市のフェイスブックでは、10月18日に市長が第2運動公園のオープニング式典に参加されたそうだが、通常の公務では？市長は市内で浸水被害の出ている地区へ足を運び状況を見ているか？10月22日現在で元福岡の道路に泥汚れがある。2年前の災害時は市の職員が高圧洗浄機で清掃して消毒を行ったと聞いた。若者でも自宅の清掃や片付けで精一杯。市の職員・委託業者へ対応を任せきりか。川越市長は韋原中学の裏の水門10月13or14日に来たそうで道路の汚れも市の方が高圧洗浄機で流して消毒をしたと聞いた。ふじみ野市の対応はどのようにされるのか。また罹災証明書の申請に市役所へ行き、「台風19号により床上浸水の被害を受けた方は～減免措置が受けられます」という案内を渡され、少しでも措置が受けられるのであればと税務課に伺った際、家財を書き出し個人の所有物の減価償却計算を国税庁のHPをみて行い、申請受理された場合、減免措置が受けられる場合がありますとの回答。誰がそんな手続きをさせないような申請をこの非常事態の時に行うのか？回答に所要した時間30分以上。呆れて紙だけもらい帰った。被災した方が受けられる措置の内容として列挙するには値しない。罹災証明を申請した方へ配布しているはず、即時訂正と謝罪を行ってほしい。川越市のHPとふじみ野市のHPを見ればわかるが、今回の台風19号の災害に関して市の対応は十分と見て取れない。市長が台風通過したこの1週間何をしていたのか、今後の対応の説明を市長より求める。この件を市のHPへの掲載、HPを見れない人のために説明の掲示、被災地区への案内は必ず行っていただきたい。</p>	<p>台風19号におきまして被害にあわれましたこと、心からお見舞い申し上げます。本市では、台風19号の対応において、台風直撃の前日にあたる11日午前9時半に、災害対策本部を設置し、逐次情報の収集を行うとともに、本部の事務を統括し、現場への指揮・監督を行ってまいりました。台風当日も被害の状況により、影響の大きい箇所や注視すべき箇所などについては、市内を複数回巡回し、適宜状況の確認を実施しております。台風が通過した13日からは、浸水地域の家屋などの消毒作業や災害ごみの収集、被害認定調査を行っております。ご意見をいただきました道路の泥汚れにつきましては、当該地区の道路のみならず、市内各所で生じたことから、本市の職員による対応のほか、委託事業者にも依頼して対応しているところでございます。なお、当該地区の道路につきましては、10月14日に元福岡地区の清掃を委託事業者において実施し、10月16日に元福小学校前道路を職員により清掃を実施しております。道路清掃の要望件数が多数あり、順次、対応しているところでありますので、清掃場所を道路課までご連絡をいただければと存じます。消毒につきましては、台風で浸水被害のあった地域につきましては一件ずつ訪問して行っております。庭先や家周りの他、要請に応じて道路の消毒も併せて行っております。また、ご指摘いただきました個人市民税・県民税の減免につきましては、案内文の中でわかりづらい表現があったことで、ご不便をおかけしてしまい大変申し訳ございませんでした。個人市民税・県民税の減免手続きにつきましては、改めてご説明させていただきます。台風19号による被害にあわれた方で減免の対象となるのは床上浸水となった家屋の所有者の方、もしくは家財の被害がすべての家財のうち個人の所有分が、十分の三以上の被害を受けた場合でございます。迅速な調査実施のため本案内を緊急に作成したことなどから、簡略な表現とさせていただきますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。次に、10月13日以後の行動についてですが、災害対策本部を立ち上げておりましたので、10月28日に閉鎖するまでの間は、災害対策本部会議を開き、逐次、消毒やごみ処理、被害認定調査などの進捗状況を確認するとともに、現地確認もする中で指揮・監督を行ってまいりました。また、この間におきましては、直接、埼玉県知事や菅官房長官に対しまして、ふじみ野市の災害救助法の適用や、こうした災害に対応できるような対策などについて要望を行ったところであります。その結果、まずはふじみ野市の災害救助法が適用された次第でございますので、何卒ご理解いただきたいと存じます。ふじみ野市ホームページにつきましてもトップページ上段に緊急情報の枠組みを作り、災害復旧に関する情報提供に心がけてきたところでございます。ご指摘のとおり、市民の皆様により見やすくわかりやすい情報を提供するため、10月25日（金）の大雨の災害対応より避難情報や市の対応状況、気象に関する情報などの掲載を行ったところでございます。また、台風19号関連の情報につきましても、市の対応状況を改めて掲載いたしました。さらに、被害調査がほぼ終了しましたので、被害を受けた方に対して市の支援制度やお知らせなどの冊子を書面で送付する予定です。</p>	<p>危機管理防災課、道路課、環境課、税務課</p>

令和元年10～12月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ホームページの避難所の案内について	<p>台風19号の際ホームページで避難所の案内が掲載されましたが、ペットの受け入れ可否について何も書かれておらず、避難したくても出来なかった。今後は記載してほしい。今回犬を同行して避難場所に行った場合、どの様な対応だったのか？環境省のガイドラインでも同行避難となっているのでふじみ野市でも受け入れてほしい。また、この件を10月18日にふじみ野市へ問い合わせたが、「後ほど担当から直接ご回答いたしますので、今少しお待ちくださいますようお願いいたします。」と返信が来たきりすぐに答えられる内容にも関わらず、その後回答をもらっていない。市民の命に係わる件を無視する職員は職務怠慢であり、このような職員が防災の担当者では不適切である。市民は市役所の職員を選ぶ事は出来ないのに税金で養わなければならない。選ぶ事が出来るのは市長だけである。怠慢な職員をしっかりと監視し指導していただきたい。</p>	<p>ペット受入の可否について、避難所案内のページに記載をすると共に、災害発生時の情報発信の際にもご案内をさせていただきます。また、ペットを連れて避難していただく場合の対応については、避難所ごとに生活環境が異なる様々な方が避難するため、同じ部屋に避難する「同居避難」ではなく、避難所まではペットと一緒に避難し、飼養管理する「同伴避難」を原則としており、動物が苦手な方や衛生面にも配慮した対応を図っております。飼い主の方におかれましては、日頃からのしつけやご近所、知り合い、ペットショップ等のペットを預かってもらえるような場所の確保、避難の際は、ケージやトイレ、食べ物等の準備をお願いしているところです。なお、今回の不適切な対応については、所属長及び担当職員には私から厳重に注意しました。二度と今回の様な対応とならないよう、しっかりと職員を指導してまいります。</p>	<p>人事課、危機管理防災課</p>
循環バス ふじみん号の信号無視について	<p>市内循環バス、ふじみん号が信号無視をした。交差点を渡ろうと歩き出した際に、市内循環バス ふじみん号が私の前を横切った。この交差点は歩車分離式なので、歩行者が渡る際は、車は全ての方向で赤となる。私は歩行者用信号が青になった事を確認してから歩き出した。よってふじみん号が信号無視し、交差点を右折していったことに間違いはない。私が歩きだったので事故にならなかったが、自転車だったなら、ふじみん号に轢かれていただろう。今回のことは信号無視に加え歩行者の横断を妨げ、事故につながる悪質な行為である。今後このような危険な行為をしないよう、運行会社に強く指導願いたい。</p>	<p>ふじみ野市内循環ワゴンが危険な走行をしたことによって危険な思いをさせてしまい、大変申し訳ございません。当該車両の走行記録をドライブレコーダーの映像で確認させたところ、黄色信号で交差点に進入し、左折する時点で、赤信号となっております。そのため、歩行者用信号が青となった時点で、目の前を通過する形となりました。二度とこのようなことが起きないように、運行业者をとおして全運転手に安全運転を徹底させるよう、指導を行いました。この度は、危険な思いをさせてしまい、重ねてお詫び申し上げます。</p>	<p>都市計画課</p>
ATM利用時の駐車券について	<p>りそなATM利用時は無料時間なしと言われた。周知されておらず、市民が困る。また、市政への提案の用紙が切れており、補充に10分以上待たされた。毎日用紙の残りをチェックしてほしい。</p>	<p>現在、市役所駐車場は、目的外利用を減らすとともに、長時間駐車への抑止を目的として、民間駐車場事業者と協力して有料時間貸駐車場として運営しております。その中で、市役所及び周辺公共施設等の利用者につきましては、利用時間が無料となる場合を設定し、市ホームページ及び駐車場内看板等にて周知させていただいております。埼玉りそな銀行ATMにつきましては、市役所に隣接してはありますが、民間施設となります。他の周辺民間施設との公平性を保つためにも、民間施設のみの利用については、通常の駐車料金でご利用いただいておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。なお、入庫から10分間は認証処理をしなくても無料で出庫ができますので、引き続き市役所駐車場をご利用いただくようお願いいたします。また、ご提案の際に提案用紙が空になっており、お届けするまでにお待たせしてしまい申し訳ございません。ご指摘のとおり用紙の補充担当は広報広聴課であり、毎日提案箱の投函がないかと同時に確認しております。しかしながら、この度のように提案用紙が無いことで、市民の皆様が市政へのご意見をあげる機会を妨げてしまうことのないよう、一層注意して職務に当たるように指導いたしました。</p>	<p>広報広聴課、資産管理課</p>

令和元年10～12月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
歩きタバコについて	毎朝のように歩きタバコを見かける。しかも路上に当たり前にポイ捨てし、多くの方が迷惑しているのは知っているのか？ 取締りはしないのか？ 無法地帯化している。条例を制定しても看板設置だけじゃ全く効果無い。力強い対応を望む。	本市は上福岡駅東西の駅前など人の往来が多い場所について、「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき路上喫煙禁止区域に指定するとともに、看板の設置により路上喫煙の防止を推進しているところでございます。その他、路上喫煙や歩きタバコをしないよう、毎年上福岡駅東西口において、地元自治組織や関係団体との協働により喫煙モラルの向上を呼び掛ける「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」を実施しております。これらの事業を継続しつつ、効果的な啓発方法の研究に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	環境課
旧大井町側の一時的保育について	旧大井町側(ふじみ野市の西側)の一時的保育のサービスが今年度体制が整っていないということで、軒並み休止されている。ファミリーサポートや子育て支援センターなど子育て中の親の助けになるサービスは、他にもあるが、一時的保育のサービスも他のサービスとはまた違った助けになり、選択肢が広がるので、サービスを再開できるように保育士の支援に力を入れてほしい。現在も子育て支援として、保育園を増やしたり、定員を増やしたりと改善を進めていることに感謝しているが、先の一時的保育の休止にもみられるように、保育士が全体的に足りないと思われるので、根本的な支援を行う為に保育士への給料の補助や潜在保育士への支援などにも力を入れてはどうか？(さいたま市や東京都などですすでに給与の補助や保育料の支援、資格取得の支援などの取り組みをしており、魅力的な支援などがない状態ではそちらの方に保育士が行ってしまうのではないか？ふじみ野市の子育て世代の転入超過率は県内でもトップクラスで市税が順調に伸びているとのことなので、その市税を活かしてほしい。)また、最近開設した大井子育て支援センターだが、駅からも10分以上離れており駐車場もないため、徒歩圏内以外の子育て中の親子が訪れるためには、負担が大きすぎる。タクシーの補助があるのは把握しているが、もっと気軽に訪れることができるように、駐車スペースをもっと確保する、駐車スペースが確保されている大井支所に拠点に移すなど対策が必要ではないか？大井町側で母子手帳を受け取る拠点にもなっているとのことだが、同じ理由で妊婦には交通の便が良くなる大変なのではないかと思う。	ご提案いただきましたとおり、生活様式が多様化している子育て世代の保護者の皆様にとりましては、利用したい時にすぐ利用できる一時的保育サービスがあれば、子育ての負担が軽減されるという点は十分理解できることです。一方で、現在の一時的保育の利用状況を見ますと一日当たりの利用定員に余裕のある施設もあり、すぐ利用したい保護者の気持ちと、たとえ一時的保育の利用に際しても子どもへの心理的負担がかからないよう前もって面接を行い、一人ひとりの月齢に応じた保育を準備し提供したいと願う保育園側の思いの違いも感じられます。また、これまで市では、待機児童の解消に向け、市独自に保育士給与調整事業として、正規保育士等につき月額14,400円及び臨時職員につき月額7,200円の給与の補助を行い、さらに、保育士資格取得補助や民間保育園用地の借地料補助を行うなど十分保育士を確保しやすい環境を支援し、保育園の増設を図ってまいりました。しかし、保育士の絶対数自体が不足していることから、一時的保育を併設している保育園では一時的保育士の配置に苦慮しながら、実際の利用状況を勘案した上で、休止している状況です。市としても、先の利用実態と保育士確保の点については、課題としてとらえており、解決する道筋を模索しているところですので、通常保育の現場状況を確認しながら、適宜、一時的保育の再開を保育園に依頼していきたいと思っております。次にご提案をいただきました大井総合支所では、以前より西児童センターが子育て支援拠点の役割を担っており、駐車場のスペースも多く確保されておりますので、ぜひご利用いただければと思います。また、大井子育て支援センターにつきましては、苗間やうれし野地区等、子育て世帯が多く居住する地域に、歩いてでかけることができる拠点の設置が必要であると考えましたことから、現所在地に開設したものでございます。なお、母子健康手帳の交付につきましては、必ず保健師が面談を実施させていただいておりますことから、予約制となっております。そのため、駐車場につきましても必要台数分のみの確保としております。大井子育て支援センターを開設してから2年が経とうとしており、これまでに9,000人を超える妊婦及び乳幼児にご利用いただいております。本市の面積は、14.64平方キロメートルとコンパクトでありながら、市内には、子育て支援センターの他に児童センター、子育てふれあい広場、子育てサロンなど子育て支援拠点(施設)が12か所あり、事業内容に違いはあるものの、すべての施設において、親子で交流し、気軽に相談できる環境が整っており、散歩を兼ねて徒歩によりご利用いただく親子の姿が多くみられます。今後も、妊婦及び子育て中の親子に寄り添うとともに、ニーズの把握に努め、子育て支援を推進し、充実した事業内容を継続して提供できますよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	保育課・子育て支援課

令和元年10～12月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
<p>保育所入所後の転職について</p>	<p>2時間の時短勤務のため、本来は8時間勤務のところを6時間で勤務しているが、下の子が3歳になると、会社の規定上、時短制度が利用できなくなってしまう。その場合、勤務地が遠方で保育所の開所時間中に迎えに行けず、現職は退職せざるを得なくなるため、転職活動を行い、6時間勤務の1件内定を得た。ところが、保育課へ問い合わせたところ、入所選考時に、勤務時間を契約上の8時間で点数を出して計算し入所許可を得ているため、今年度中に勤務時間を変えての転職は認められず、転職した場合は退園になる、一度退職してから転職する場合も、今年度中は転職活動期間は認められず、間が空いた場合は即刻退園になるとの回答だった。調べたところ、他の自治体ではそのようなルールを設けていない（たとえ当該年度中であっても、点数はあくまで選考時の点数であり、その後転職し勤務時間が短縮になっても仕事をしていれば退園にはならない）ところもあるが、なぜ、ふじみ野市ではこのようなルールを設けているのか？育児休業からの復帰後、さまざまな理由から今年度中に退職せざるを得ない方、また転職せざるを得ないケースがあると思う。正当な理由があるにもかかわらず、そのようなケースをすべて認めず一律に退園とするのは、なぜか？次年度であれば時間を変更しての転職や退職後の転職活動期間も認められるとのことですが、なぜ1年間は認められず、翌年度からは認められるのか？ふじみ野市が働きながら育児をするのに快適な環境であることを望んでいる。規定の改善を強く望む。</p>	<p>子育て中における仕事との両立にかかるご負担は、それぞれのご家庭の事情によって異なりその程度も千差万別な状況であると思います。こうした中で保育所入所選考の際は、可能な限り客観性を重視した中で、時間短縮勤務など勤務先や保護者の方の意思により異なる要素を取り除き、就労証明書に記載された実働時間を点数化し、入所家庭における保育の必要性を比較しています。そこで、今年度の選考におかれましては、就労証明書に示された実働8時間という勤務条件で選考した結果、4月に入所となりました。そのため、6時間勤務の就労や求職活動となりますと点数が下がり、入所基準点に到らなくなるため、勤務条件の変更はできない状況となっております。現在、ふじみ野市では、認可保育所への入所を待っている方が多数存在し、希望が多い園や、受入枠の少ない園の選考は入所可能点が高く、入所後に個人的な事情によって当初の勤務条件変更をしたことにより基準点を下げる転職に対しては、その園に入所が叶わなかった保護者の方からの通報もあることから、基準の遵守に対しては、より慎重にならざるを得ない状況となっております。ただし、次年度の継続入所の選考については、1年間同じ園で過ごすことで身についた心地よい生活リズムを守ることは、子どもの心の成長には欠かせないと言う点を大切にしています。そのため、特別な事情等、ご家庭の状況の相談により、勤務時間を変更しての転職や求職活動期間の取得を認めさせていただく場合がございます。こうした選考の取り扱いにつきましては、すべての保育所利用世帯に対し、平等に適用する事が市の責務であると考えており、「保育所利用のご案内・Q&A 3ページ（4）保育所入所後について」に入所決定後に勤務時間や日数を減らす場合は、点数も下がり、選考時にその点数ならば決定した保育所に入らなかったことになり退所になりますと記載し、「入所申請に関する承諾書」にも、申請時の就労証明書に記載されている職場及び雇用形態、就労時間・日数等の条件で必ず就労し、申請時の就労状況を入所決定後に変更した場合は退所となることをご承諾いただいております。なお、保育所を利用できる方については、様々な家庭環境、就労状況等を勘案し、入所を待機されている方がいらっしゃる中で利用基準を公正に検討した結果となっておりますが、こうしていただきましたご意見についても、今後の保育需要に応じて基準の見直し等への参考にさせていただき、適宜入所選考委員会に諮ってまいりますのでご了承ください。</p>	<p>保育課</p>
<p>灯油の巡回販売等の騒音について</p>	<p>休日の日中の時間帯において、上福岡で灯油の巡回販売が行われているが、拡声器の音量が大きく、また、同じ地域を巡回するため、繰り返し発生する騒音に悩まされている。これ以外にも、当地域では夜中(21:00頃)に自治体による火の元注意の巡回による騒音もあります。他者への思いやりに欠けるこれらの行為は、現代においてはただの迷惑行為なのではないか。</p>	<p>ご指摘いただきました灯油の巡回販売に関わらず、拡声器による大音量での宣伝活動は、迷惑行為でございます。しかしながら、重い物が持たず、販売店まで買いに行くことが難しい方々の中には巡回販売を利用されている方もおります。商業宣伝を目的とした拡声器の使用は、埼玉県環境保全条例でその使用方法、時間等について基準が設けられておりますが、休日の昼間の使用は禁止されておりません。しかしながら、音に対する感覚は個人差があり、誰が聞いても不快と感じるほどの音量は地域の生活環境を著しく損ねていると判断し、指導しております。引き続き、注意や啓発を行うよう指示いたしましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、ご指摘いただきました「自治体による火の元注意の巡回」とは、町内会等の自治組織における火の用心の声と拍子木の音だと推察いたしますが、この巡回につきましては、地域の皆様が自主的に行う防災防犯のための活動でございますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、活動の時間帯につきましては、担当部署を通して自治組織の役員の方に確認をさせていただきますのでよろしくようお願いいたします。</p>	<p>環境課</p>